

「新たなジョブローテーションの実施」に関する

申24号

解明申し入れ(その2)提出!

J R 東 労 組 は、申 2 0 号 『「新たなジョブローテーションの実施」に関する解明申し入れ』(その 1) の 団 体 交 渉 で 明 ら か に な っ た 会 社 の 考 え を 基 に 職 場 議 論 を 行 い、「各系統のプロづくりをどう考えているのかわからない」「どのようにして線区ごとの特情を含めて技術継承していくのかわからない」「試験が廃止になり任用の基準だけで公平・公正な評価が出来るのか不安だ」「自分の生活設計と施策が合わない可能性も出てくる」などの多くの声が出されました。各地本でまとめていただいた職場の声を 2 1 4 項目にまとめ更に精査し 3 2 項目として 5 月 1 5 日 に 申 し 入 れ を 行 い ま し た。

申し入れ内容

1. 多様な経験をすることにより安全が向上する根拠を明らかにすること。
2. ワンマン運転、自動運転、ドライバレスを推進することによって安全が低下しない根拠を具体的に明らかにすること。
3. 営業職、輸送職、乗務職において、人にしかできない仕事を具体的に明らかにすること。
4. 指導操縦者の指導養成体制および車掌の技術指導担当の指導養成体制をどのように構築するのか具体的に明らかにすること。また、指定する基準を明らかにすること。
5. 指導担当の役割を明らかにすること。また、指定する基準を明らかにすること。
6. 車掌を経験せずに運転士に登用する場合の技術の習得について考えを明らかにすること。
7. 営業職、輸送職、乗務職の各プロづくりの必要性について考えを明らかにすること。また、それぞれのプロの育成に向けた教育・研修、モデルケースを明らかにすること。
8. 営業職、輸送職、乗務職の現在員数と2027年度の要員数を明らかにすること。また、営業職、輸送職、乗務職の将来像を明らかにすること。
9. 「オーダーメイドのキャリアプラン」について考えを具体的に明らかにすること。
10. 働きがいの向上のために、社員の異動や担務に対する希望をどのように実現していくのか考えを明らかにすること。
11. 現行の試験制度の課題を具体的に明らかにすること。
12. 同一箇所・担務での勤務が10年を超えた場合の課題を明らかにすること。
13. 同一箇所・担務での勤務が10年を超えた社員が複数いた場合の異動について考えを明らかにすること。
14. 異動又は担務変更した後に再度現箇所・現担務に配属することについて考えを明らかにすること。
15. 現在の車掌は全員が運転士の対象となるのか明らかにすること。
16. 運転適性検査、医学適性検査の資格を有する社員が、更新時の検査で不適合となった場合の社員運用について考えを明らかにすること。
17. 車掌・運転士研修課程を修了できなかった場合、また、見極めが不合格だった場合の対応について明らかにすること。